

盛岡市「わがまち特例」一覧表

項番	対象資産	取得時期	適用期間	特例割合	対象施設	必要書類	根拠法令
1	家庭的保育事業用施設 (家屋及び償却資産) 都市計画税適用あり	家屋：直接当該事業の用に供した時期（適用は平成30年度課税分から） 償却資産：平成29年4月1日以降に取得した資産	期限なし	課税標準額3分の1	児童福祉法に基づく家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設	・当該事業に係る認可通知書の写し ・市の認可を受ける際に提出された書類の写し	・地方税法第349条の3第27項 ・盛岡市市税条例第51条の2第1項
2	居宅訪問型保育事業用施設（家屋及び償却資産） 都市計画税適用あり	家屋：直接当該事業の用に供した時期（適用は平成30年度課税分から） 償却資産：平成29年4月1日以降に取得した資産	期限なし	課税標準額3分の1	児童福祉法に基づく居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設	・当該事業に係る認可通知書の写し ・市の認可を受ける際に申請された書類の写し	・地方税法第349条の3第28項 ・盛岡市市税条例第51条の2第2項
3	事業所内保育事業用施設 (家屋及び償却資産) 都市計画税適用あり	家屋：直接当該事業の用に供した時期（適用は平成30年度課税分から） 償却資産：平成29年4月1日以降に取得した資産	期限なし	課税標準額3分の1	児童福祉法に基づく事業所内保育事業（定員5人以下）の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設	・当該事業に係る認可通知書の写し ・市の認可を受ける際に申請された書類の写し	・地方税法第349条の3第29項 ・盛岡市市税条例第51条の2第3項
4	水質汚濁防止法の汚水又は廃液の処理施設 (償却資産)	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで  令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	期限なし	課税標準額2分の1	沈澱または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等  沈澱または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 (注) 暫定排水基準が適用されている事業者が取得するものに限る。	・特定施設設置届出書又は特定施設の構造等変更届出書に係る受理書の写し ・設置時期や金額が分かる書類の写し	・地方税法附則第15条第2項第1号 ・盛岡市税条例附則第7条の2の2第1項
5	下水道除害施設 (償却資産)	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで  令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	期限なし	課税標準額4分の3  課税標準額5分の4	沈澱または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等  沈澱または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 (注) 令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、当該供用開始日前から事業を行う者が当該工場等に設置するものに限る。	・除害施設（築造・改造・増築）計画承認申請書の写し ・検査済証の写し ・下水道除害施設の設備であることが分かる書類	・地方税法附則第15条第2項第5号 ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第2項
6	再生可能エネルギー発電設備 (償却資産)	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで	最初の3年度分	課税標準額3分の2	特定太陽光発電設備 (1,000kw未満) (注) 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限り。	・「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の「交付申請書」と「実施計画書類等」の写し	・地方税法附則第15条第25項第1号イ、ロ、ハ、ニ ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第3項、4項、5項、6項
7					特定風力発電設備 (20Kw以上) (注) 固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことが分かる書類	
8					特定地熱発電設備 (1,000Kw未満) (注) 固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	・電力事業者と締結している「特定契約書」の写し	
9					特定バイオマス発電設備 (10,000Kw以上20,000Kw未満) (注) 固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		

項番	対象資産	取得時期	適用期間	特例割合	対象施設	必要書類	根拠法令
10	再生可能エネルギー発電設備 (償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	最初の3年 度分	課税標準額4分 の3	特定太陽光発電設備 (1,000kw以上) (注)再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに 限る。	・「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の「交付申請書」と「実施計画書類等」の写し	・地方税法附則第15条第25項第2号イ、ロ、ハ ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第7項、8項、9項
11					特定風力発電設備 (20Kw未満) (注)固定価格買取制度の認定を受けたものに 限る。	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことが分かる書類	
12					特定水力発電設備 (5,000Kw以上) (注)固定価格買取制度の認定を受けたものに 限る。	・電力事業者と締結している「特定契約書」の写し	
13	再生可能エネルギー発電設備 (償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	最初の3年 度分	課税標準額2分 の1	特定水力発電設備 (5,000Kw未満) (注)固定価格買取制度の認定を受けたものに 限る。	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことが分かる書類 ・電力事業者と締結している「特定契約書」の写し	・地方税法附則第15条第25項第3号イ、ロ、ハ ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第10項、11項、12項
14					特定地熱発電設備 (1,000Kw以上) (注)固定価格買取制度の認定を受けたものに 限る。		
15					特定バイオマス発電設備 (10,000Kw未満) (注)固定価格買取制度の認定を受けたものに 限る。		
16	浸水防止用設備 (償却資産)	平成29年4月1日から 令和8年3月31日まで	最初の5年 度分	課税標準額3分 の2	防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機	・浸水防止用設備の設置が確認できる書類	・地方税法附則第15条第28項 ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第13項
17	企業主導型保育事業用施設 (土地、家屋及び償却資産) 都市計画税適用あり	平成29年4月1日から 令和6年3月31日まで	1月1日において政府の補助を受けている場合の翌年度分(最大5年度分)	課税標準額3分 の1	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業所等が一定の保育の用に供する施設(有料で借り受けたものを除く。)	・認可外保育施設設置届の受理に係る通知書の写し ・企業主導型保育事業(運営費)助成額確定通知書の写し	・地方税法附則第15条第32項 ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第14項
18	市民緑地 (土地) 都市計画税適用あり	平成29年6月15日から 令和7年3月31日まで	最初の3年 度分	課税標準額3分 の2	緑地保全・緑化推進法人が設置管理する市民緑地の用に供する土地(当該法人が有料で借り受けた土地を除く。)	・市民緑地設置管理計画及び認定書の写し	・地方税法附則第15条第33項 ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第15項
19	中小事業者等が取得した生産性向上に資する先端設備等(家屋及び償却資産)	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで	最初の3年 度分	課税標準額0円	盛岡市の先端設備等導入計画の認定を受けて取得した先端設備(機械及び装置、工具器具及び備品、建物附属設備、構築物、事業用家屋)	・先端設備等導入計画の申請に係る必要書類の写し	・地方税法附則旧第64条 ・盛岡市市税条例附則旧第7条の2の2第17項
20	サービス付き高齢者向け賃貸住宅 (家屋)	平成27年4月1日から 令和7年3月31日まで	最初の5年 度分	税額を3分の2 減額	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅	・固定資産税減額申告書 ・サービス付き高齢者向け住宅登録通知書の写し ・当該貸家住宅の建設に要する費用について地方税法施行令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類の写し	・地方税法附則第15条の8第2項 ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第16項
21	大規模の修繕等が行われたマンション (家屋)	令和5年4月1日から 令和7年3月31日までの修繕等	最初の1年 度分	税額を2分の1 減額	新築された日から20年以上を経過したマンションのうち、大規模な修繕等が行われたもの	詳細は盛岡市公式ホームページ内のページ番号1043195をご確認ください。	・地方税法附則第15条の9の3第1項 ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第17項